平成３０年（フ）第２７０号
東京都国立市谷保6934番地の１　ルマ杉田202、破産申立時の住所さいたま市緑区東浦和４丁目13番地８　レオネクストサニーヒル204（破産申立時の旧住所）東京都八王子市明神町３丁目22番４号　マーロン明神町202号
債務者　熊谷　琴美
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４９号
埼玉県和光市南１丁目25番29号、住民票上の住所東京都練馬区西大泉４丁目12番15号　コートファミールＡ201
債務者　岡田　利香
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５５０号
埼玉県和光市南１丁目25番29号、住民票上の住所東京都練馬区西大泉４丁目12番15号　コートファミールＡ201
債務者　岡田　　遥
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５９０号
埼玉県新座市畑中１丁目16番17号
債務者　西山　忠良
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
埼玉県比企郡小川町東小川５丁目４番地２
債務者　櫛山　　寛
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１６８号
埼玉県比企郡小川町大字靭負596番地５　ヒロロイヤルハイム101号
債務者　殿岡ゆかり（旧姓岩崎）
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１２号
千葉県香取市扇島2363番地
債務者　髙安　尚文
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第７７５号
川崎市多摩区菅５丁目６番14号　ＭＫハイツＢ　102
債務者　仲間　哲也
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第９３号
川崎市麻生区下麻生１丁目29番１号　ハイツパーシモン　202
債務者　川端　玲子
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８７号
川崎市宮前区馬絹４丁目18番47号　第１三浦マンション　205
債務者　武蔵野　巧
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目12番９号　茅ノ郷　Ａ－101
債務者　風祭　仁志
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０８号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目12番９号　茅ノ郷　Ａ－101
債務者　風祭　直美
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４３号
川崎市中原区田尻町58番地３　ライオンズマンション平間駅前第２　307
債務者　宮里　正樹
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４７号
川崎市川崎区浜町２丁目14番17号
債務者　久保　直美
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５０号
川崎市麻生区栗木台１丁目14番17－103号　ロワール栗木台
債務者　森脇　　純
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５３号
川崎市中原区井田中ノ町41番12号　レジデンスサカエ　302
債務者　前川　晃子
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５８号
川崎市多摩区菅城下18番24号　ゴールデンハイツ　314
債務者　高宮　伸明
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係